

# 特定建設作業に係る届出について

## 目次

特定建設作業の届出の注意事項	1
特定建設作業一覧	2
記入例	3

## 届出の注意事項

### 1. 届出者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請事業者

### 2. 届出必要区域

用途地域及び学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地から80m以内の区域

### 3. 届出日

特定建設作業の開始の**7日前**までに提出

「7日前までに提出」とは、例えば15日(水)から特定建設作業を開始する場合、前週の7日(火)までに届出書を提出することを言う。

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18

### 4. 届出部数

正副**2部**

### 5. 提出書類

ア 特定建設作業実施届出書

イ 特定建設作業工程表

#### 工程表(例)

日・曜日 工事の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
防音シート養生				←						→									
上屋解体																			

ウ 特定建設作業の場所の付近の見取り図(住宅地図コピー等)

## 特定建設作業の作業時間など

用途地域	作業時間	1日あたりの作業時間	同一場所における連続作業時間	作業日
第1種低層住居専用地域	7時～19時	10時間以内	6日以内	日曜日その他の休日でないこと
第1種中高層住居専用地域				
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域				
第2種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域				
商業地域				
準工業地域				
工業地域				
学校、保育所、患者を入院させる施設を有する診療所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園の敷地から80m以内の区域				

### 作業時間の適用が除外される要件の例

- ・道路法による道路占有許可条件及び道路交通法による道路使用許可が夜間・休日指定の場合
- ・鉄道の正常運行確保に必要な場合

特定建設作業一覧

No.	茂原市環境条例	振動規制法	騒音規制法	騒音 基準値 単位: dB	振動 基準値 単位: dB
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	くい打機(もんけん及び圧入式くい打ち機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜き機を除く。 )又はくい打ちくい抜機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	85	75
2	鋸打機及びインパクトレンチを使用する作業		びょう打機を使用する作業		
3	さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。)		さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。)		—
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		75
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。 )又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。 )を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。 )又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。 )を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		—
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			
7	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)			
8	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)			
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業		バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る)を使用する作業 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る)を使用する作業 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る)を使用する作業		75
10	振動ローラーを使用する作業				

**記入例**

特定建設作業実施届出書

年 月 日

(宛先)茂原市長

届出者 住所(所在地)

(郵便番号)

**担当者職氏名及び  
連絡先を記入**

氏名(名称及び代表者の氏名)

この届出 職・氏名  
の取扱者

(電話番号)

特定建設作業を実施するので、茂原市環境条例第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇邸解体工事			<b>具体的な名称を記入</b>
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	木造2階建			
特定建設作業の種類	バックホウを使用する作業、さく岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される茂原市環境条例施行規則別表第3に規定する機械等の名称、型式及び仕様	バックホウ ○社 △△ ブレーカー ○社 △△			<b>特定建設作業を実施する期間 及び全期間の日数を記入</b>
特定建設作業の場所	茂原市〇〇△△番地			
特定建設作業の実施の期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 8時	作業終了 17時	作業日 休日を除く	実働時間 8時間
騒音又は振動の防止の方法	低騒音型の機械を使用、防音シート養生			
発注者の氏名(名称及び代表者の氏名)及び住所				(電話番号)
届出者・現場責任者の氏名及び連絡場所				(電話番号)
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名(名称及び代表者の氏名)及び住所	<b>該当者がいる場合は記入</b>			(電話番号)
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				(電話番号)
添付書類 (1) 特定建設作業工程表(建設工事の工程の概要を明示したもの) (2) 特定建設作業の場所の付近の見取図				
※ 審査結果				
※ 受付年月日	※受理年月日	※整理番号	※備考	

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定建設作業の種類欄には、茂原市環境条例施行規則別表第3に掲げる番号及び作業名を記入すること。
- 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、その日を明示すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記入にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。